

(赤字部は改定箇所)

改定後 R5.4.1	改定前 R2.4.1
<p>(P1)</p> <p>(審査及び協議)</p> <p>第7条 本庁の事業主管課長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式のうち、予定価格4,000万円（税込み）以上で簡易型により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象業務の適否及び「落札者決定基準」について、各部局の技術審査会設置要領に基づき設置した技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、様式1号により各部局長に（以下「部局長」という。）協議するものとする。</p> <p>ただし、発注機関の長が必要と認めるときは、予定価格4,000万円（税込み）未満で簡易型により入札を実施しようとする場合も同様に行うものとする。</p> <p>(P4)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(P1)</p> <p>(審査及び協議)</p> <p>第7条 本庁の事業主管課長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式のうち、予定価格4,000万円（税込み）以上_____により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象業務の適否及び「落札者決定基準」について、各部局の技術審査会設置要領に基づき設置した技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、様式1号により各部局長に（以下「部局長」という。）協議す_ものとする。</p> <p>ただし、発注機関の長が必要と<u>考えた場合は</u>、予定価格4,000万円（税込み）未満_____でも可能とする。</p> <p>(P4)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>